

青森県報

第三千七百六十四号

平成二十五年
十一月一日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(みらい課) ……一

告 示

生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……二

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

公 告……………(商工政策課) ……三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三

争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課) ……四

右 同……………(同) ……四

ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……五

規 則

則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考一の5中「及び第五条の四第六項の規定は適用しない」を、「第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十六歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第二項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第二項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用する」に改め、同一の6中「第四十一条第一項から第三項まで」を「第四十一条第一項、第二項及び第六項」に、「第四十一条の三の二第四項」を「第四十一条の三の二第一項、第二項、第四項」に、「第四十一条の四の四第一項」を「並びに第四十一条の四の四第一項」に改め、「並びに第四十一条の四の五第一項」を削り、「適用しない」を「適用しないものとし、十六歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同項第三十四号の二に規定する特定扶養親族とみなして、同法第八十四条第一項の規定を適用する」に改める。

別表第二の備考一の2中「第四十一条第一項から第三項まで」を「第四十一条第一項、第二項及び第六項」に、「第四十一条の三の二第四項」を「第四十一条の三の二第一項、第二項、第四項」に、「第四十一条の四の四第一項」を「並びに第四十一条の四の四第一項」に改め、「並びに第四十一条の四の五第一項」を削り、「適用しない」を「適用しないものとし、十六歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同項第三十四号の二に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同項第三十四号の三に規定する特定扶養親族とみなして、同法第八十四条第一項の規定を適用する」に改める。

別表第三の備考一の5中「及び第五条の四第六項の規定は適用しない」を、「第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十六歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用する」に改め、同一の6中「第四十一条第一項から第三項まで」を「第四十一条第一項、第二項及び第六項」に、「第四十一条の三の二第四項」を「第四十一条の三の二第一項、第二項、第四項」に、「第四十一条の十九の四第一項」を「並びに第四十一条の十九の四第一項」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削り、「適用しない」を「適用しないものとし、十六歳未満の所得税法第二十一条第三十四号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第三十四号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三十四号の三に規定する特定扶養親族とみなして、同法第八十四条第一項の規定を適用する」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三村 申吾

名称	事業者	名称	事業所	指定年月日
主たる事務所の所在地		所在地		

株式会社ピリーブケア サポート	青森市古川二丁目一五の七	ピリーブ訪問看護八戸中央	八戸市類家四丁目一	平成二五年一〇・一
-----------------	--------------	--------------	-----------	-----------

青森県告示第七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三村 申吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
渡邊歯科医院	弘前市大字宮園四丁目の一	平成二五年・七三

青森県告示第七百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三村 申吾

名称	事業者	事業所	廃止年月日
株式会社ピリーブケア	主たる事務所の所在地	名称	
青森市長島三丁目一の一		所在地	
ピリーブ訪問看護ステーション八戸	八戸市類家四丁目一		
			平成二五年・九三

青森県告示第七七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	名 称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社ピ リールケア サポート	青森市古川二丁 目一五の七	青森市古川二丁 目一五の七	平成二五・一〇・一
事 業 所	名 称	所在地	
	ピリール訪問 看護八戸中央 八戸市類家四丁目 の一	八戸市類家四丁目 の一	

青森県告示第七七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
渡邊歯科医院	弘前市大字宮園四丁目の一	平成二五・七・三

青森県告示第七七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	名 称	所在地	廃 止 年 月 日
株式会社ピ リールケア	青森市長島三丁 目一の一	青森市長島三丁 目一の一	平成二五・九・三
事 業 所	名 称	所在地	
	ピリール訪問 看護ステーション 八戸	八戸市類家四丁目 の一	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	

テックランド青森二号店
青森市三好二丁目一の三〇外

テックランド青森三好店
青森市三好二丁目一の三〇外

平成
二五・四・三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スコール

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中廣

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田昇

四 届出年月日

平成二十五年十月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年三月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成二十五年十一月七日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森民主医療機関労働組合の執行委員長北谷安晴から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

病院給食の委託を行わないこと及び「偽装出向」になる出向は行わないこと。
二 争議行為をなす日時

平成二十五年十一月七日午前零時より受結に至るまでの期間
三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部
四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

ホールボデイカウンタの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ホールボデイカウンタ 一式

二 納入期限

平成二十六年三月二十四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一

月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十五年十一月二十六日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時 平成二十五年十二月十二日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Whole body counter

2 Time limit for tender:

12 December, 2013 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭